

保育室等空調機フィルター等清掃業務仕様書

保育室等空調機フィルター等清掃業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	契約方法	請負契約
2	履行期間	契約締結日の翌日から令和5年12月27日まで
3	施行場所	二本木保育園ほか2園
4	業務内容	<p>保育園の空調機が正常な運転維持を目的とし、「契約対象機器一覧表」に記載する室内機内部のフィルター、ドレンパン及び熱交換器等（以下「フィルター等」という）の清掃業務を行う。</p> <p>(1) 清掃作業にあたり、フィルター等の目視点検、運転状態での動作確認を行うこと。</p> <p>(2) 清掃にあたっては試運転、取り付け調整も含むこと。</p>
5	特記事項	<p>(1) 万一、清掃作業中に故障が生じた場合は、連絡により迅速に修理等対応する。受注者の責めに帰さない原因による故障修理費は、本契約には含まないものとする。</p> <p>(2) 定期交換部品及び消耗部品代金は本契約に含めないものとする。</p> <p>(3) 受注者は、請負業務従事者（以下「業務員」という）に対して法律上の全責任を負うものとする。また、業務員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び規律の維持に責任を負うものとする。</p> <p>(4) 業務の遂行に必要な器具、資材等は受注者の負担とする。ただし、業務遂行に必要な範囲において、施設に付属する備品、電気、水道等は無償で利用できる。その場合は、常に善良な管理をすることとし、取扱不備による備品の破損が生じた時は、発注者と受注者との協議の上対処するものとする。</p> <p>(5) 清掃作業の日時を事前に保育園に連絡すること。</p>
6	関係法規	業務の履行にあたっては、安城市契約規則及びその他関係法令を遵守すること。
7	資格要件	特になし
8	見積方法	総価（消費税相当額抜き）による郵便入札とする。
9	支払方法	委託料の支払いは、業務終了後の一括払とする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	安城市子育て健康部保育課保育経営係 電話 0566-71-2273（直通）
<指示又は希望事項>		
環境配慮関係	本市は、環境への負荷の少ない人と自然とが共生することができる地球にやさしい環境都市の実現を図っています。受注者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。	